



防災意識を高めましょう!!



防災は「自らの命は自らが守る」ことが重要です。

毎年9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」と定められ、広く国民が災害についての認識を深めるとともにこれに対する備えを充実することとされています。この機会に「自らが何をすべきか」考え、災害に対して十分な準備をしましょう。

- わが家の安全点検
 - ・ 建物の点検と補強。ブロック塀の強度の確認しましょう。
 - ・ 家具や大型家電製品を固定し、家具の上にもものを置かないようにしましょう。
 - ・ 寝る部屋は安全なスペースを確保しましょう。
 - ・ 火気器具は日頃から点検整備しましょう。
- 家族の防災会議を開きましょう
 - ・ 家族の役割分担を確認し、非常の場合の連絡方法の確認をしましょう。
 - ・ 万が一避難が必要となった時に備え、避難場所や道順の確認をしましょう。
(ばらばらに避難することを考え、集合する場所の確認。)

地域住民の皆さん、日頃から少しでも防災に目を向けて、今できることから始めてみませんか。

浜野交番だより

8月号

発行
浜野駅前交番
☎043(264)
9305
作成者
小林 幸菜

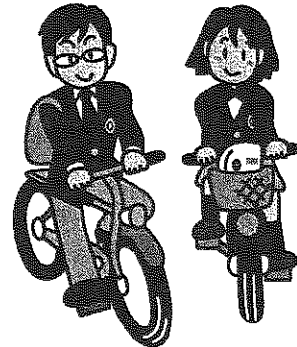


あなたの自転車は大丈夫ですか?



夏休みは、自転車を利用する機会が多くなります。
千葉県内では、盗まれた自転車のほとんどが無施錠です!

- 「100円パーキングに入れたから鍵は掛けない」はダメ!
お金を入れれば誰でも持って行けます。
- 「すぐに戻る、面倒だから鍵を掛けない」はダメ!
すぐに戻るからといっても鍵を掛けましょう。
- 「自宅敷地内なら大丈夫」はダメ!
自宅敷地内であっても油断せず、鍵を掛けましょう。
- 「鍵は掛けた!でも盗まれた」ってこともある。
基本施錠のほかにワイヤー錠をするなど、ツーロックで盗難対策を実施しましょう。



「自転車」であっても、窃盗です。窃盗罪は、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

クロスボウの所持は原則厳禁になります

令和3年6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法が改正され、法施行日令和4年3月15日以降はクロスボウの所持が原則禁止されました。

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持として、3年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。

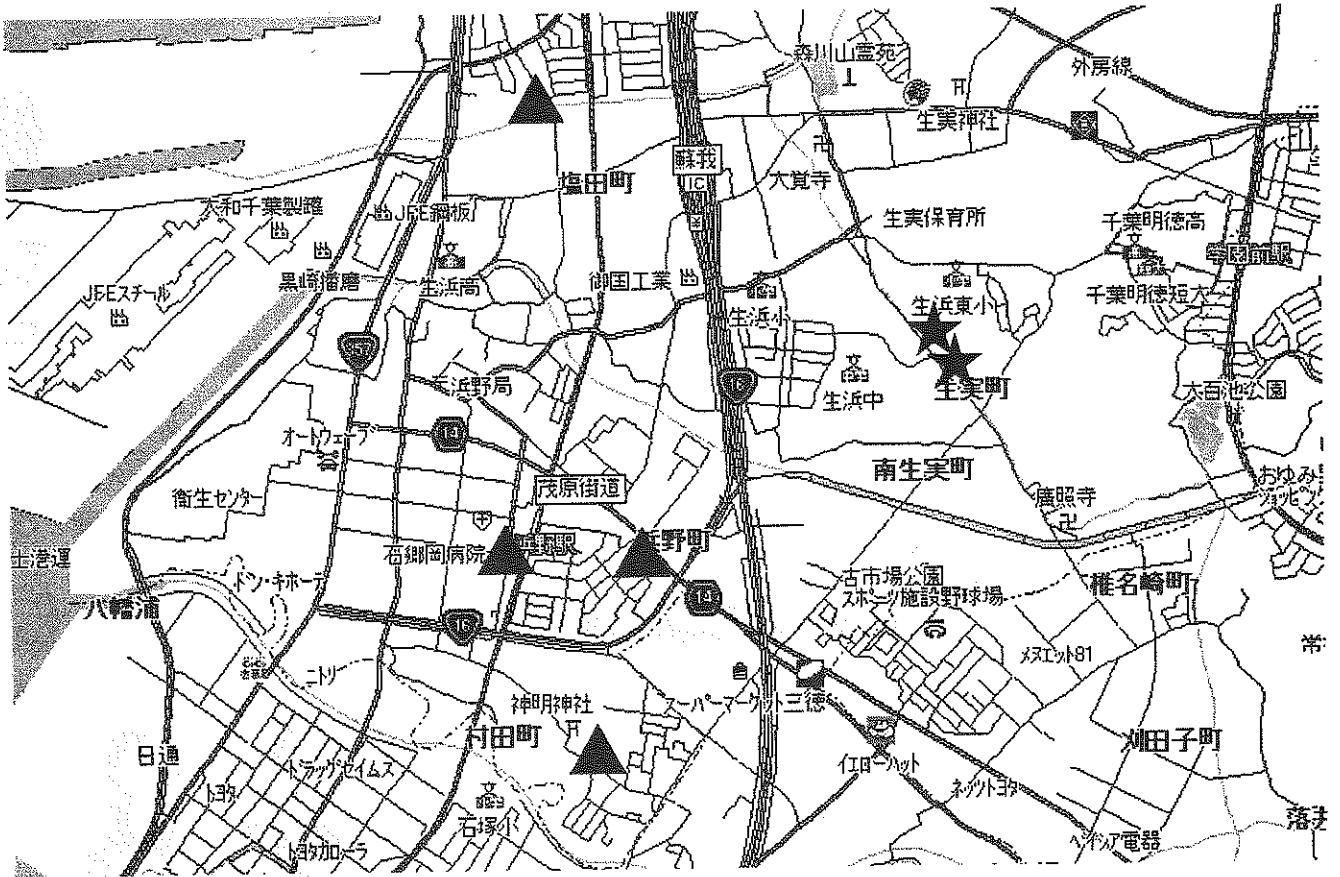
クロスボウを廃棄したい場合は、警察署に廃棄依頼をすることができま
すので、最寄りの警察署の生活安全課までご相談ください。

〈問い合わせ先〉

- 千葉中央警察署生活安全課 043-244-0110
- 千葉県警察本部風俗保安課 043-201-0110



管内犯罪発生状況



警察官の街頭活動にご協力をお願いします。



我々警察官は、皆さんが安全で安心な社会生活ができるよう昼夜を問わずパトロールなどの街頭活動を行っています。

特に街頭活動中に、不審者や不審な車両などに対し行うお声かけ、いわゆる「職務質問」は、犯罪を先制的に押さえ込む効果の非常に高い警察活動です。

我々警察官は、犯罪を未然に防止し、市民の皆さんが犯罪の被害に遭わないよう懸命に街頭活動などを行っています。どうか職務質問の趣旨をご理解いただき、今後とも警察活動にご協力をお願いいたします。

★.....車上ねらい

2件

▲.....自転車盗

8件

令和四年六月一日から六月三十日
までの犯罪発生状況